

新カリキュラム（2021年施行）の概要

- ▷ 「相談援助」から「ソーシャルワーク」へ
 - ▷ 養成カリキュラム内容の充実
 - ・実習及び演習科目の充実
 - ・科目の新設「地域福祉と包括的支援体制」
 - ・科目の内容見直しと拡充「刑事司法と福祉」
 - ・科目の再構築「ソーシャルワーク演習」等
- ソーシャルワークの専門職である社会福祉士と精神保健福祉士の養成課程で共通して学ぶ科目（共通科目）と社会福祉士として専門的に学ぶ科目（専門科目）の明確化

新カリキュラムでの実習について

- ▷ **180時間から240時間へ実習時間増と内容の拡充**
 - ・地域における多様な福祉ニーズや多職種・多機関協働、社会資源の開発等の実態を学ぶこと
- ▷ **機能の異なる2カ所以上の実習施設・機関での実施**
 - ・180時間以上の実習を必須としつつ、一定期間以上継続して実習を行う中で支援計画の作成、実施、評価といったソーシャルワークの一連の過程を網羅的に実践することや、実習機関・事業所や地域との関係性を含めた総合的かつ包括的な支援について実践的に学ぶ

【参考】実習部分のみ 前回改正（2009年施行）の主な変更点①

- ▷ **実習担当教員の要件強化**
 - ・5年以上の実務経験を有する社会福祉士や一定の教歴を有する者、又は「社会福祉士実習・演習担当教員講習会」を修了した者
- ▷ **実習指導者の要件強化**
 - ・社会福祉士の資格取得後、3年以上の相談援助業務に従事した経験のある者で、実習指導者研修課程を修了した者（児童福祉司等の司職に関して経過措置有）

【参考】実習部分のみ 前回改正（2009年施行）の主な変更点②

- ▷ **実習時間は180時間以上で変わらずも**
 - ・相談援助の一連の課程を網羅的かつ集中的に学ぶことを目的に、1か所の実習を120時間に
- ▷ **巡回指導は週1回以上（帰校日指導に替えることも可）**
 - ・少なくとも週1回以上の定期的巡回指導を実施。ただしこれによりがたい場合は実習中に1回の巡回指導をすることを前提に、実習期間中に養成施設等で学習する日を設け、指導することもできる。（要件の緩和）

本学部でのSW実習の概要（旧カリ）

- ▷ **社会福祉士資格課程への登録時期**
 - ・ 仮登録：2年次後期 本登録：3年次前期
- ▷ **実習時間**
 - ・ 同一の実習先で180時間（23日間）
- ▷ **実習時期**
 - ・ 3年次の8～9月（前期実習）と11月（後期実習）
- ▷ **巡回指導と帰校日指導**
 - ・ 前期、後期それぞれ巡回指導1回と帰校日指導1回

全体的な検討事項

- ▷ 指定科目の見直し
- ▷ シラバスの変更
- ▷ 資格課程登録の時期
- ▷ 実習経費の確保

指定科目の見直しに係る調整

- ▷ 選択科目が必修化された一方で、一部の科目が廃止等。
 - ▷ 本学部では履修上限単位数（いわゆるキャップ制）の引き下げが必要だったことから本学部の授業科目についても整理縮小の方針で検討。
 - ・ 新設「司法福祉」
 - ・ 廃止 旧「高齢者福祉論Ⅰ」「公的扶助論Ⅱ」「障害者福祉論Ⅱ」
 - ・ 除外「児童福祉論Ⅱ」
- 整理/縮小により開講科目数減を実現

シラバスの変更に係る調整

- ▷ 科目ごとに「ねらい（目標）」と「教育に含むべき事項（内容）」について新旧対照表を作成
 - ・ 指定科目の統廃合と、その影響を受けた授業科目の教育内容は厚生労働省が示した通りに対応し、それ以外については現行シラバスの微調整で対応できることを確認
 - 厚労省の示した教育内容等を担当教員に示し作成/修正してもらった上で、整合性の確認を実施
 - 社会福祉士と精神保健福祉士等、共通科目は連携

実習に必要な予算の確保

- ▷ **実習時間増により、実習謝金・巡回指導旅費・印刷物・借り上げバス代等で300万円以上増を想定**
 - ・実習謝金について資格実習は学生1名（1,000円/日）
※一部例外を除く
 - ・実習費は徴収していない（食費、交通費等は自己負担）
*他大学の状況は？
- 予算増について関係部局（学部内、大学事務局）に説明し、協議
- 外部印刷を学内印刷に切り替え等で縮減

資格課程間での調整

- ▷ **実習実施時期の設定**
 - ・児童福祉実習Ⅰ（保育士委員会）との重複。
 - ・コミュニティ福祉サービス実習（社福学科）との重複
→調整のうえ、SW実習Ⅰを2年次の11月
- ▷ **資格課程登録時期の設定**
 - ・公認心理師課程との調整。
社会福祉士と公認心理師の同時取得はできないこと、
公認心理師課程は定員が設定されていること。
→調整のうえ、仮登録：2年前期 本登録：2年後期

実習に関する検討事項

- ▷ **ソーシャルワーク実習の構成と実習実施時期**
- ▷ **ソーシャルワーク実習ⅠとⅡの内容**
- ▷ **ソーシャルワーク実習ⅠとⅡの連続性**
- ▷ **実習施設・機関の確保と配属の課題**

SW実習の構成と実施時期（新カリ）

- ▷ **社会福祉士資格課程への登録時期**
 - ・仮登録：2年次前期 本登録：2年次前期
- ▷ **実習時間と実習時期**
 - ・SW実習Ⅰ（60時間）：2年次11月
 - ・SW実習Ⅱ（180時間）：3年次8～9月
- ▷ **巡回指導と帰校日指導**
 - ・SW実習Ⅰ：巡回指導1回
 - ・SW実習Ⅱ：巡回指導2回と帰校日指導2回

SW実習 I ・ SW実習 II の教育内容

▷ SW実習 I (2年次 : 60時間 / 8日)

「利用者との関わりを通して対象者理解を深める実習」

実習機関・事業所や利用者の理解を深めることを目的に、利用者やその関係者（家族等）、施設職員、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成を図るとともに、利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）を把握する。

→入所、通所施設種別を中心に実施。

SW実習 I ・ SW実習 II の教育内容

▷ SW実習 II (3年次 : 180時間 / 23日)

「ソーシャルワーカーとして総合的な実践能力を養う実習」

SW実習 I の経験を基礎に、さらに新たな実習機関・事業所や利用者の理解、ニーズの把握および多職種連携やチームアプローチを通じた支援の実際を理解する。加えて、ソーシャルワーク実践に求められる技術の実践的理解や地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解をふまえた支援計画の作成と実施及び評価を経験することで、総合的な実践能力を養う。

→全ての種別の施設・機関で実施。

SW実習 I ・ SW実習 II の連続性

▷ SW実習 I と SW実習 II の連続性確保

・「1か所目実習の成果や課題は、2か所目実習へ引き継ぎ、継続的に学ぶことが望ましく、その継続を意識しながら実習プログラムを作成することが必要である。」

(日本ソーシャルワーク教育学校連盟のガイドライン)

→SW実習 I の実習報告書に内容を詳述する欄を設けた。
SW実習 II に向けて実施する事前訪問時に学生が持参し実習指導者に提示・説明等することで、双方に意識することができる形式にした。

実習施設・機関の確保

▷ 実習時間増等により、対象学生数が倍増

・旧カリでは、同一年度の実習生は70名程度だったが、新カリでは、SW実習 I (80名)、SW実習 II (70名) およそ150名分の実習先確保が必要。

▷ 県内の施設・機関に実習受入に関する意向調査を実施

・県内設置の該当施設・機関のうち、学生の通勤を考慮し、最寄り駅等から30分以内に到着できることを基準
→866か所送付し、430か所が回答（回答率49.6%）

→回答から、全く足りないことがわかる…

実習先配属（実習地域）方針の修正

- ▷ **SW実習Ⅰの実習地域は県内の一部地域のみ！ [当初]**
 - ・岩手県内の沿岸および県北を除く施設への配属と、1つの実習先に3～4名の実習生を配属したい。

↓ …どうやら難しいことが分かる

- ▷ **実習地域を県内全域に拡大！**

↓ …それでもまだ難しい

- ▷ **実習地域を岩手県外まで（青森、秋田、宮城）拡大！**

→指導上等の観点からも、可能な限り県内で実施できれば

残された課題

- ▷ **SW実習ⅠとSW実習Ⅱとの連動性**
 - ・学生の興味や関心、実習種別等、学びを繋げていくためにどうしたら良いか。
 - ▷ **実習施設・機関の確保**
 - ・実習指導者の要件があるため、有要件者（講習受講者）の人事異動、退職等で実習実施が叶わない例も散見。
 - ・社会福祉士の有資格者がいる場合は実習指導者講習会の受講も勧めているが、有資格者がいない施設も多い。
- 2023年度の講習会(隔年開催)は県内外79名の修了者